

〈収入が急変した方〉

●家計急変の該当基準と判定方法について

該当基準

申請者および配偶者等の令和3年1月以降の任意の1か月分収入を12か月換算した額が、下表の住民税非課税相当限度額以内であること。

判定方法

◎給与明細書が必要となります。

- ①令和3年1月以降の任意の1か月の収入により経済状態を推定します。
収入の種類(給与、事業、不動産、年金)
- ②判定対象者は、申請者及び配偶者等のそれぞれについて判定します。
- ③扶養親族等の人数は、申請時点における状況で判定します。

◎住民税(均等割)の非課税相当限度額算定表

世帯の人数	家族構成例	住民税非課税相当限度額 (収入額ベース)	月額が目安 (総支給額確認)
3	夫婦 + 子1人	1,680,000円	140,000円以内
4	夫婦 + 子2人	2,097,000円	174,750円以内
5	夫婦 + 子3人	2,497,000円	208,083円以内
6	夫婦 + 子4人	2,897,000円	241,416円以内

判定方法のイメージ(例)

世帯人数4人(夫婦+子2人)の場合

・給与収入
・判定対象者2人
(世帯の人数4人)

→

R3.2月分の給与総支給額 170,000円(申請者)

年収換算(見込) $170,000円 \times 12か月 = 2,040,000円$

R3.2月分の給与総支給額 130,000円(配偶者等)

年収換算(見込) $130,000円 \times 12か月 = 1,560,000円$

判定結果

→

年収の高い申請者の年収換算が住民税非課税相当限度額(2,097,000円)以内のため給付可能